

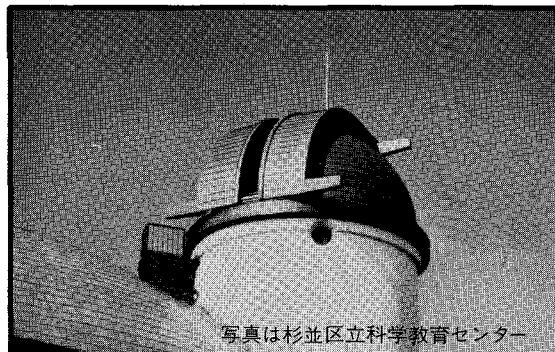
であった。また、読み出し雑音は 400 個であった。(どちらも、40 ピクセル分、積算した値に関して)(川上 肇)

NGC 3169 銀河に出現した超新星

山形県河北町の岡崎清美氏は、1984年3月26日14時7分から14時17分と、14時17.5分から14時27.5分(世界時)に撮影した2枚のフィルム上で、「ろくぶんぎ座」の NGC 3169 銀河の中心から西へ約1分角の場所に光度約15等級の超新星を発見して、3月29日に東京天文台へ通報してこられた。岡崎氏の通報と、ほとんど同時に IAU 天文電報局中央局より、オーストラリヤのエバンスによる発見の通知が東京天文台に届いた。東京天文台では岡崎氏の発見を独立発見として IAU へ通知した。岡崎氏の使用機械は、口径 25 cm, F 3.4 のライトチュミットでフィルムはトライ X である。岡崎氏は、昨1983年4月4日に NGC 4753 銀河に出現した光度13等級の超新星発見に続いて2個目の超新星の発見である。なお、この超新星は IAU 回報によると、岡崎氏が3月26.59日、ソ連クリミヤ天文台のメトロワが3月26.82、前記のエバンスが3月29.5日に、それぞれ独立に発見している。筆者が岡崎氏の発見時の原板から測定した位置は次の通りである。

$\alpha = 10^{\text{h}}11^{\text{m}}35\overset{\text{s}}{.}39$ $\delta = +3^{\circ}43'07\overset{\text{s}}{.}7$ (1950.0)

(香西洋樹)



写真は杉並区立科学教育センター

★営業 ASTRO 品目★ 天体望遠鏡と双眼鏡 ドームの設計と施工

►主なドーム納入先◄

東京大学宇宙航空研究所／東京大学教養学部／東京学芸大学／埼玉大学／福島大学／川崎市青少年科学館／杉並区立科学教育センター／駿台学園高校(北軽井沢)／船橋市立高校／高知学園／土佐市公民館／刈谷市中央児童館等の他、日本全国に100余基の実績。

ASTRO 光学工業株式会社

東京都豊島区池袋本町2-38-15 ☎03(985)1321

日本学術会議会員の選出について

日本学術会議では、第 13 期以後の会員を選出するため、規則等の整備が行われています(月報 5 月号参照)。日本天文学会は、今後これに關係する情報を会員の皆様にお知らせしたいと思っています。

今般、学術会議の第 93 回総会(4 月 25, 26, 27 日)で「学術研究団体の登録に関する規則」及び「推薦管理会規則」が決まりましたのでお知らせします。

学術研究団体の登録に関する規則

(学術研究団体)

第 1 条 日本学術会議法(昭和 23 年法律第 121 号、以下「法」という。)第 18 条第 1 項に規定する団体(以下「学術研究団体」という。)は、個人会員を主たる構成員とし、法第 10 条に規定する各部又は複数の部

に関連する研究の領域における学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体とする。

(活動期間)

第 2 条 法第 18 条第 1 項第 2 号の規則で定める期間は、3 年とする。

(構成員数)

第 3 条 法第 18 条第 1 項第 3 号の規則で定める数は、別表の上欄に掲げる法第 10 条で規定する部ごとに、同表の下欄に掲げる数とする。

2 前項の別表の下欄に掲げる数は、個人会員である構成員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学の大学院の学生以外の学生、生徒又はこれらに相当する者を除く。)の数とする。

(日本学術会議法よりの抜萃 第 18 条を最終頁に掲載しました。)

(活動状況に関する事項)

- 第4条 法第18条第1項第4号の活動状況に関する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 1) 構成員による学術研究の発表又は討論のための集会を年1回以上開催していること。
 - 2) 学術研究論文（概要及び抄録を含む。）の発表のための刊行物（自然科学分野におけるものにあっては、査読制度又はこれに準ずる制度が設けられているものに限る。）を年1回以上発行していること又はこれに相当すると認められる団体の発表活動をしていること。
 - 3) 運営及び活動に係る方針を決定する総会又はこれに準ずるものを年1回以上開催していること。

(構成に関する事項)

- 第5条 法第18条第1項第4号の構成に関する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 1) 構成員の資格を特定の地域内に居住し、又は勤務している者に限っていないこと。
 - 2) 構成員の資格を特定の大学、学術研究機関その他

の団体に所属する者（かつてこれらに所属していた者を含む。）に限っていないこと。

- 3) 理事その他の役員の過半数が、大学若しくは学術研究機関（企業等の研究部門を含む。）に所属する科学者又は学術研究に従事する科学者によって占められていること。

(登録の申請)

第6条 法第18条第1項の規定による登録の申請をしようとする団体は法第22条の2に規定する会員推薦管理会（以下「推薦管理会」という。）の定める登録申請書を提出しなければならない。

- 2) 前項の申請は、法第22条の規定による推薦が行われる年ごとにその年の前年の6月30日までに行わなければならない。
- 3) 登録学術研究団体が前項の申請をするときは、推薦管理会は、第5項各号に定める書面及び資料の一部につき、提出を免除することができる。
- 4) 第1項の登録申請書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1) 名称

天体観測雑誌 **天文ガイド**

●8月号 ●定価420円 税込

**ペルセウス座流星群観測
最新測地学の成果報告**

カスタム・ドブソニアン
クラフト

流星写真に
活用できる
液晶シャッター

ASA1600の作品集

●8月の星空
●海外天文誌ダイジェスト
●会報だより
●トピックス…ほか

STAR ISLAND

●山に登つて星を見る
●山には星のよく見える場所が多い
●星を見に島へ行く 小笠原・サイパン・グアム
●撮影地ガイド。

ハレー計画進行中

●ガリレオ計画
●1986年
●よいよ小笠原諸島が打ち上げられます

●ハレー観測のため
●どんな予定がたてられているのか

アストロカメラを作る／吸引装置を作る／ショミットカメラの世界／
アウト of フォーカス

セタさまに発売

特集 カメラボデー天文用データシート

●天体写真を撮るには、どんなボディが必要か？
●判から6×9まで約70機種の紹介

STAR WATCHING

月刊 天文ガイド8月号臨増●定価580円

誠文堂新光社

〒101 東京都千代田区神田錦町1-5
振替東京7-6294 電話03(292)1221

- 2) 目的
 - 3) 事務所の所在地
 - 4) 構成員の資格及び第 5 条各号に規定する構成に関する事項
 - 5) 代表者の氏名及び住所
 - 6) 活動期間及び第 4 条各号に規定する活動状況に関する事項
 - 7) 構成員総数及び第 3 条第 2 項に規定する構成員の数
 - 8) 法第 18 条第 2 項に規定する研究連絡委員会（複数あるときは、優先順位を付すること。）
- 5 第 1 項の登録申請書には、次の各号に掲げる書面及び資料を添付するものとする。
- 1) 定款、寄附行為、会則その他これらに準ずる書面
 - 2) 役員の氏名、住所、勤務機関、職名、職歴及び研究歴を記載した書面
 - 3) 最近 3 年間における第 4 条各号に掲げる活動状況及び会費の収入の内訳その他収支の状況を明らかにする資料
 - 4) 第 4 条第 2 号の査読制度又はこれに準ずる制度が設けられていることを明らかにする資料

(登録事項)

第 7 条 法第 18 条第 3 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 事務所の所在地
- 2) 構成員の資格及び第 5 条各号に規定する構成に関する事項
- 3) 代表者の氏名及び住所
- 4) 活動期間及び第 4 条各号に規定する活動状況に関する事項
- 5) 構成員総数及び第 3 条第 2 項に規定する構成員の数

(登録簿)

第 8 条 法第 18 条第 3 項の規定による登録は、推薦管理会が定める登録簿に登載して行うものとする。

2 登録簿は、法第 22 条の規定による推薦が行われたたびごとに作成するものとする。

(登録申請学術研究団体への通知)

第 9 条 推薦管理会は、当該登録申請を行った学術研究団体に対し、法第 18 条第 3 項の規定により、登録をしたときは書面をもって、又は登録をしないときは、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(変更の届出)

第 10 条 登録学術研究団体は、第 6 条第 1 項の規定により提出した登録申請書に記載した事項に変更があったときは、書面をもって、その旨を推薦管理会に届け出なければならない。ただし、同条第 4 項第 7 号に係る事項にあっては、第 3 条第 1 項に規定する要件を欠くに至った場合を除き、届出を要しないものとする。

(調査)

第 11 条 推荐管理会は、登録申請書に記載された事項に關して当該学術研究団体に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(登録抹消の通知)

第 12 条 推荐管理会は、法第 18 条第 4 項の規定による登録の抹消をしたときは、当該学術研究団体に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(異議の申出)

第 13 条 第 9 条の登録をされなかった学術研究団体又は前条の登録を抹消された学術研究団体は、第 9 条又は前条の規定による通知が到達した日の翌日から起算して 20 日以内に、推薦管理会に対し、理由を付した書面をもって、異議の申出をすることができる。

- 2 推荐管理会は、前項の異議の申出について、当該学術研究団体に説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 推荐管理会は、第 1 項の異議の申出についての審理に当たっては、日本学術会議の運営審議会又は当該学術研究団体の関連する部の意見を聴くものとする。
- 4 推荐管理会は、異議の申出があったときは速やかに決定を行い、当該学術研究団体に対し、第 9 条の例により通知しなければならない。
- 5 推荐管理会は、第 9 条の登録をされないことに対する異議の申出を理由があると認めたときは、当該異議の申出を行った学術研究団体を登録するものとする。
- 6 推荐管理会は、前条の登録の抹消に対する異議の申出を理由があると認めたときは、当該異議の申出を行った学術研究団体の登録を復活するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

部	構成員数
第1部 (文学、哲学、教育学・心理学・社会学、史学)	100人
第2部 (法律学、政治学)	100人
第3部 (経済学、商学・経営学)	100人
第4部 (理学)	300人
第5部 (工学)	500人
第6部 (農学)	200人
第7部 (医学、歯学、薬学)	500人

日本学術会議会員推薦管理会規則

(委員長等)

- 第1条 日本学術会議会員推薦管理会（以下「推薦管理会」という。）に、委員長1人及び日本学術会議法（昭和23年法律第121号）第10条に規定する部（以下「部」という。）の区分ごとに幹事1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって、これを定める。
- 3 幹事は、部の区分ごとに委員の互選によって、これを定める。
- 4 委員長は、推薦管理会の事務を掌理し、推薦管理会

贊助会員名簿

(1984年5月5日現在の本会賛助会員は下記のとおりであります。ここに)
(社名、代表者名を掲載させて頂いて感謝の意を表します。(五十音順))

旭光学工業株式会社	松 本 徹	天 文 博 物 館	五 島 昇
朝日新聞社科学部	芝 田 鉄 治	五島プラネタリウム	島 外 四 雄
アストロ光学工業株式会社	岩 川 力	東京電力株式会社	平 岩 玉
岩 波 書 店	緑 川 毅	東北電力株式会社	敏 川 長
宇 宙 開 発 事 業 団	山 内 享	長瀬産業株式会社	川 敏 俊
大阪市立電気科学館	山 内 正 男	コダック製品事業部	村 上 俊
沖電気工業株式会社	山 内 史 厚	ナルミ商會	秋 元 隆
カールツァイス株式会社	山 笠 尾	日本光学工業株式会社	小 地 司
河 出 書 房 新 社	清 水 勝	(社)日本測量協会	宮 元 輝
関東電気工業株式会社	清 関 忠	(財)日本地図センタ一	宮 地 司
(株)教 育	井 介	日本通信機株式会社	川 島 積
国際文献印刷社	高 森 康	日本特殊光学社	山 田 坂
啓文堂松本印刷	笠 井 弘	富士通株式会社	三 次 衛
恒 星 社 厚 生 閣	松 本 佐	システム統轄部	海 老 原 雄
五藤光学研究所	佐 竹 久	丸 善 株 式 会 社	中 村 一
コロンビヤ貿易株式会社	五 藤 隆 一	三鷹光器株式会社	池 本 孝
金光教本部教序	飛 田 利 一	三菱電機株式会社	田 嶋 英 雄
サンシャインプラネットリウム	金 光 鑑 太	宇宙開発部	
誠文堂新光社	宮 城 喜 代	ミノルタカメラ株式会社	
地 人 書 館	小 川 茂 男		
	中 田 威 夫		

1984年4月の太陽黒点(g, f) (東京天文台)

1	—, —	6	7,	47	11	3,	13	16	—, —	21	6,	46	26	8,	119
2	6, 112	7	6,	30	12	3,	22	17	5, 84	22	8,	37	27	7,	144
3	—, —	8	3,	13	13	1,	26	18	6, 85	23	5,	42	28	5,	201
4	4, 96	9	2,	5	14	1,	42	19	—, —	24	6,	54	29	5,	136
5	—, —	10	—, —	—	15	3,	29	20	7, 65	25	7,	100	30	—, —	

(相対数月平均値: 84.1)

昭和59年6月20日 印刷発行 定価 450円	発行人 〒181 東京都三鷹市東京天文台内 印刷所 〒162 東京都新宿区早稲田鶴巣町251 発行所 〒181 東京都三鷹市東京天文台内 電話 三鷹 31局 (0422-31) 1359	社団法人 日本文学会 啓文堂松本印刷 社団法人 日本文学会 振替口座 東京 6-13595
-------------------------------	--	--

を代表する。

- 5 委員長に事故があるときは、委員長が幹事の中からあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 幹事は、部の区分に従い、推薦管理会の事務を分掌する。

(幹事会)

第2条 推薦管理会に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長及び幹事をもって組織する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推薦管理会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦管理会に詰って定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 日本学術会議選挙管理会規則（昭和27年日本学術会議規則第1号）は、廃止する。

日本学術会議法より抜萃

第18条 科学者により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体は、次に掲げる要件を備えるときは、規則で定めるところにより、日本学術会議に登録を申請することができる。

- 1) 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。
- 2) 学術研究の向上発達を図るために活動が引き続き3年以上で規則で定める期間を超えて行われていること。
- 3) 規則で定める数以上の科学者が構成員であること。
- 4) その他活動状況又は構成に関する事項で規則で定

めるもの。

- 2 前項の規定により登録を申請する場合には、同項の団体は、その目的とする学術研究の領域と関連する研究の領域の研究連絡委員会（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を届け出なければならない。
 - 3 日本学術会議は、登録を申請した第1項の団体が同項各号に掲げる要件を満たすものであるときは、その名称、目的、前項の規定による届出に係る研究連絡委員会（以下「関連研究連絡委員会」という。）その他規則で定める事項を登録するものとする。
 - 4 日本学術会議は、前項の規定による登録を受けた第1項の団体（以下「登録学術研究団体」という。）が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その登録を抹消するものとする。
- 第22条の3 この章に定めるもののほか、会員の推薦及び会員推薦管理会に関して必要な事項は、規則でこれを定める。

◇ 7月の天文暦 ◇

日 時	記	事
3 8	月	最近
3 15	地 球	遠日点通過
6 6	上 弦	
7 7	小 暑	（太陽黄経 105°）
13 11	望	
14 13	土 星	留
16 11	冥王星	留
18 23	月	最遠
21 13	下 弦	
23 1	大 暑	（太陽黄経 120°）
28 21	朔	
30 21	月	最近

（今月は「私と天文学」はお休みさせていただきました。）

